

松江市登録歴史的建造物登録制度

松江市登録歴史的建造物については、以下の登録基準に基づき、**必須項目**①②を満たした上で、**個別項目**③④⑤のいずれかに該当し、所有者と10年間の保全契約が締結できる歴史的建造物を対象とする。

1. 松江市登録歴史的建造物の登録基準について

必須項目

①概ね昭和25年頃までに建築されたもの。（※建築基準法以前）

②将来にわたって適切な保全継承（維持管理・活用）が見込まれるもの。

- 【例】
- ・維持管理が適切になされている。
 - ・老朽化した外観（外壁・屋根など）の修繕等を行い、維持保全する見込みがある。
 - ・地域と連携した活用が見込まれる。
 - ・まち歩き観光への活用が見込まれる。

個別項目

③松江市の歴史的景観の保全に貢献しているもの。

- 【例】
- ・その地域の景観形成をする上での代表的な建造物になっている。
 - ・周辺住民により地域の象徴として認識され、親しまれている。

④その造形が建造物等の造形の規範となっているもの。

- 【例】
- ・その時代の生活様式を知る上での貴重な建造物である。
 - ・著名な設計者や施工者が関わっている。
 - ・後に数多く造られるものの初期の建造物である。

⑤その建造物等を再現する場合において、再現が容易でないもの。

- 【例】
- ・現在では使われていない技術や優れた技能が用いられている。
 - ・希少なデザインで、他に同じような例が少ない。

2. 審議方法

「1. 松江市登録歴史的建造物の登録基準」に基づき、松江市歴史的建造物保全活用審議会事務局で選定した登録候補について、松江市歴史的建造物保全活用審議会で審議を行う。